

令和6年4月吉日

関係機関 各位

岐阜県信用保証協会

企画部 企画課

## 伴走支援型特別保証制度等の取扱期間延長について

日頃から当協会の業務運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日付の制度改正により、「伴走支援型特別保証制度」（協会制度）、  
「伴走支援型借換資金」（県制度）、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の取扱  
期間が以下のとおり延長されますので、ご案内させていただきます。

### 【伴走支援型特別保証制度（協会制度）】

＜取扱期間（変更前）＞

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

＜取扱期間（変更後）＞

令和3年4月1日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

### 【伴走支援型借換資金（県制度）】

＜取扱期間（変更前）＞

令和5年1月10日から令和6年3月31日までに融資実行されたものとする。

＜取扱期間（変更後）＞

令和5年1月10日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたもの、かつ令和7年3月31日までに融資実行されたものとする。

【事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）】

＜取扱期間（変更前）＞

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込み受付したものとす。

＜取扱期間（変更後）＞

令和3年4月1日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込み受付したものとす。

通知に関するお問い合わせ

岐阜県信用保証協会

企画部企画課

TEL 058-276-6314